

一時保護委託者の基準（その1）

一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）の内容は次のとおりです。

基本姿勢・権利配慮

- 児童の権利に配慮し、人格を尊重して運営すること
- 国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いをしないこと
- 一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けること

権利・行動の制限

- 正当な理由なく、児童の権利を制限しないこと
- やむを得ず権利を制限する場合は、理由を説明し理解を得よう努めること
- 施錠等により行動を制限しないこと

虐待・性暴力の防止

- 心身に有害な行為（虐待等）を行わないこと
- 児童対象性暴力等を防止し、発生時に適切に保護するための必要な措置を講じること

非常災害対策

- 消火用具、非常口等の非常災害に必要な設備を設けること
- 非常災害に対する具体的計画を立て、注意、訓練に努める体制を整備すること
- 避難・消火訓練を少なくとも毎月1回行う体制を整備すること

送迎・移動時の安全管理

- 自動車を使用して移動する場合、乗降時に確実に所在確認を行う体制を整えること

意見の尊重

- 児童の意見・意向を尊重した支援を行う体制を整えること

所持品の取扱い

- 合理的な理由なく所持品の持込みを禁止しないこと
- やむを得ず禁止する場合は、生命に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所に相談すること
- やむを得ず禁止する場合は、児童相談所が行う児童への説明に協力すること
- 所持品を保管する場合は、紛失・盗難・き損が生じない設備で管理すること

職員

- 健全な心身、倫理観、児童福祉への熱意を有する職員を確保・育成する体制を整えること
- 夜間は職員1人以上を配置する体制を整えること

一時保護委託者の基準（その2）

設備・環境

- ・ 採光、換気等は、保健衛生及び安全に配慮して整備すること
- ・ 居室、食事スペース、浴室、便所を設けること
- ・ 居室は、安心して穏やかに過ごせる環境とすること
- ・ 年齢等に応じ男女別の居室とすること
- ・ 浴室・便所は原則男女別とすること（少数の場合を除く）
- ・ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に配慮すること
- ・ （30人以上の施設）医務室・静養室を設けること
- ・ 生活の場はプライバシーに配慮した環境とすること

衛生管理

- ・ 設備、食器、飲用水を衛生的に管理すること
- ・ 感染症・食中毒の発生、まん延防止に努めること
- ・ 児童の希望等を踏まえ、清潔を維持できるように適切に入浴又は清拭を行うこと
- ・ 清潔な衣服を提供すること。下着は児童の所持するものを使用させるか、未使用のものを提供すること。
- ・ 必要な医薬品等を備え、適切に管理すること

食事

- ・ 栄養及び身体状況を考慮した食事を提供すること
- ・ 食を営む力の育成に努めること

健康管理・養護

- ・ 職員の健康状態に配慮すること（特に調理従事者）
- ・ 安定した生活環境を整え、生活支援・教育を通じて健やかな成長を支援する体制を整えること

生活支援・教育・退所後支援

- ・ 自主性を尊重しつつ基本的生活習慣を確立し、豊かな人間性と社会性を養える体制を整えること
- ・ 適性、能力等に応じた学習を行えるよう、相談、助言、情報提供等の支援を行う体制を整えること
- ・ 通学支援、親子関係再構築、退所後支援について関係機関と協力する体制を整えること

内部規程・記録・秘密保持

- ・ 支援内容や施設管理に関する必要な規程を設けること
- ・ 処遇状況を記録し、求めに応じて提示できる体制を整えること
- ・ 職員及び退職者による秘密漏えいを防止する措置を講じること

これらの基準に適合していることを確認のうえ、登録を行います